

第1回新県立中央図書館整備の検討に関する有識者会議

平成30年10月23日（火）

○事務局

それでは、お待たせしました。それでは会議を始めさせていただきたいと思います。

まずは事務局からお知らせです。最初に会の構成ですが、お配りしました資料1-2に設置要綱が記載されてございます。この5条第2項で、委員長は委員の中から教育長が指名するということになってございますので、昨年度に引き続き、本委員会の委員長を糸賀名誉教授にお願いすることとなります。よろしくお願いいたします。

また、人事異動により、静岡市立中央図書館長の堀川委員から市川委員に変更となります。よろしくお願いいたします。

そして、昨年度までなんですけども、岡本委員については、今年度、県が発注した新県立中央図書館基本計画策定支援業務委託を受託したこととなり辞退し、事務局側として参加することになりました。

それから、この有識者会議でございますが、本日と2月ごろの2回を開催する予定でございます。また、この会議に御提示させていただく案を調整するために、昨年同様、糸賀委員長にお願いをいたしまして、ワーキングについても開催したいと考えております。

それでは、社会教育課長、赤石より御挨拶申し上げます。

○事務局

改めまして、皆さん、こんにちは。社会教育課長の赤石でございます。

本日はお忙しい中、当会議に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様には日ごろより本県の読書活動の推進に御理解と御支援をいただいております。改めてまして感謝を申し上げます。

さて、新しい県立図書館の整備につきましては、昨年度、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえながら基本構想を策定いたしました。そこでは、新県立図書館の目指すべき姿といたしまして、県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館、“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館、県内市町立図書館等を強力に支援する図書館、県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館、この4つを掲げております。

今年度は、その具現化に向けまして、基本計画の策定作業を進めており、素案をお示しできる段

階にまで至りました。

特に、初めの3つの姿につきましては、県立図書館の根幹をなす「県民の知のインフラとしての図書館」を形成するものであり、これをしっかりと確保した上でさらに発展させるという理念のもと、計画の策定を行ってまいりました。おかげさまで、ここの部分につきましては骨格が大分固まってきたものと思っております。

一方で、4つ目の姿につきましては、「文化力の拠点」の機能と融合した、これまでの図書館の枠を超えた「新しい知的空間」としての図書館を目指しており、現在、文化・観光部と協力しながら作業を進めているところではございますが、今後、一層の精査が必要であると認識しております。

こうしたことから、本日は、初めの3つの姿にかかわる部分を中心に御意見をいただければというふうに思います。

また、県立中央図書館の現在の状況ですけれども、昨年7月からの臨時休館以降、可能なところから業務サービスを順次再開しているものの、閲覧室は現在も利用できない状況でございます。

このたび、ひび割れ補修工事の入札が完了し、現在、工事着手に向けた準備を進めているところです。2月中には工事を終え、今年度中には閲覧室の利用が再開できる予定となっております。

最後になりますけれども、今回お示した素案は、まだまだ磨き上げていかなければならない部分が多くございます。この計画が素晴らしいものになりますよう、皆様、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局

では、前回からの県立中央図書館整備の動き等について、事務局より説明いたします。

○事務局

社会教育課の藤ヶ谷です。本日、よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

2月に前回開催をして、半年ほど経過しておりますので、前回までのおさらいも含めまして、最初のほうからもう一度、この計画について説明をさせていただきたいと思います。

資料は資料2をごらんください。

現在の静岡県立中央図書館であります。1に示しましたとおり、既に、間もなく50年を経過するというような老朽をしている施設でございます。特に機械設備を中心に不具合が出ておりますし、

また、書庫の狭隘化というのが非常に顕著なところがありまして、施設整備については喫緊の課題でありました。

こうしたところ、東静岡駅前に県が計画しております「文化力の拠点」施設に図書館機能を持たせるという構想が浮上してまいりました。当初は、現在の図書館を生かし、なおかつ新図書館もつくって、機能を分担するという形で検討しておりまして、それが一昨年のことですが、有識者会議を4回ほど開催をし、基本構想案の検討をしてまいりました。そういったところ、昨年9月、2番に示しましたとおり、最終的にいろんなことがあったんですけども、「文化力の拠点」施設へ全館移転によって整備をしようということで方針が転換をいたしました。

この方針転換を受けまして、基本構想を修正する必要が生じたところから、昨年10月以降、有識者会議をこのメンバーで開催させていただきまして、御意見を伺いながら、「文化力の拠点」施設における新県立中央図書館基本構想を昨年度末、取りまとめたところでございます。昨年2月に有識者会議で検討いただきまして、3月に教育委員会として基本構想ということで決定を得ております。

この決定をしました基本構想が資料3-3にお示ししてあります。これが基本構想の全文であります。

資料3-1、3-2がその説明に当たります。3-2をご覧いただきたいと思います。これが基本構想で示したところの新県立中央図書館のイメージであります。目指すべき姿として4つの柱を想定しています。1つ目が、県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館、2つ目が、“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館、3つ目、県内市町立図書館等を強力に支援する図書館、4つ目が、県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館の4つであります。

この4つの柱について、その目指すべき姿という上の箱を見ていただきたいんですけど、2つのイメージが示してございます。ひとつは、県民のニーズに応えるため、時代の変化に適切に対応しつつ、県内図書館の中核として県内市町立図書館を支援し、住民一人一人の生涯学習を支える、自立を支援する、地域づくりに貢献する、静岡の発展に寄与する等、知のインフラとしての役割を継続するという、図書館として、どっしり情報基盤として役割を果たしていくといったイメージ。

それから、もう一つが、「文化力の拠点」施設に掲げる「創造・発信」、「学ぶ・人づくり」、「出会い・交わる」の3つのコンセプトを踏まえ、東静岡駅前でより多くの県民に親しまれる図書館、これまで以上に多様な機関と連携して情報・知識を提供する図書館、静岡の新しい文化を創造する礎となる県民の多彩な交流を育む新しいタイプの図書館として生まれ変わるということで、イメージが2つ示してありますが、その2つ目のほうは、今までになかったような新しいタイプの図

書館像というものを目指しているといったところが基本構想で検討された内容であります。これが昨年度末までの状況です。

本年度に入りまして、この基本構想をもとに、教育委員会事務局内において、この基本構想を具体化する基本計画の内容検討を行ってまいりました。

また、この新しい図書館は「文化力の拠点」の施設の中に移転をするという構想であります。「文化力の拠点」施設につきましては、文化・観光部が主となって所管をしております、庁内横断的なプロジェクトチームを立ち上げて、施設整備計画の具体化を並行して行っているということでございます。

「文化力の拠点」施設全体の検討計画につきましては、資料5にお付けしてございます。また、これにつきましては、後ほど、もう一度触れたいと思いますので、またそのときに見ていただきたいと思います。それで教育委員会におきましては、今、本日見ていただきます基本計画の案を検討していることと並行して「文化力の拠点」施設の検討をしているという状況だということを御確認いただきたいと思います。

以上です。

○事務局

では、今の説明について御質問等ございますでしょうか。

では、また会議進むと同時に、また御意見いただければと思います。

それでは、次第に従いまして、協議に移りたいと思います。

ここからは糸賀会長に会議の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○糸賀会長

それでは、早速協議に入ってまいりたいと思います。

先ほどの参事の説明で、一応、これまでのこの検討の経緯というようなものは概略説明されましたんで、おおむね委員の皆さんも御理解いただけるんだと思いますが、基本構想に基づいて、今年度、基本計画を立てていくと。この後、基本計画素案を事務局のほうで作成したということで、その説明に入るということになります。きょうは主として、この基本計画の素案についていろいろと御意見を賜りたい、こういう趣旨だろうと思います、と私は理解しております。

それでは早速、この基本計画素案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと存じます。

○事務局

それでは、引き続きまして、私のほうから説明させていただきます。

資料4のグループが今回検討していただく基本計画の素案であります。このうち資料4-3、これが現在のところの基本計画素案の実物というか、全体であります。

では、この中身、順を追って説明してまいります。資料4-3の2ページをごらんください。基本構想で先ほど申し上げました4つの柱、この2ページの下段の図にありますが、①から④までの4つの柱がございます。この4つの柱を具体化するというのがこの基本計画の趣旨なんですけれども、その具体化するに当たって必要となる要素につきまして、その右側に整理してあります。

まず、この基本構想の4つの柱の①から③までの部分につきましては、従来の県立図書館が担ってきた役割をさらに拡充していくという、延長線に当たる部分であります。この部分につきましては、必要な要素として、図書館サービス、図書館の資料収集、市町立図書館の支援ということ、この辺は拡充をしていく。それから、また読書活動の推進につきましては、県立図書館としては今まで取り組んできていなかった部分ですので、新たに取り組んでいく要素であるということになります。それから、この上から4つ目まで、ここについては県立図書館が県民の知のインフラとしての役割をこれからも引き続きしっかり果たしていくんだということで考えております。

柱の4つ目、④県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館。ここの部分については、今までの県立図書館にはなかった要素を新たにつくっていきこうという部分です。でありますので、これは「文化力の拠点」施設の中に入るということで、特に「文化力の拠点」の各機能と連携して、今までにない新しいタイプの空間を創造していくということになります。必要となる要素としては、「文化力の拠点」施設に伴う機能ということでここでは整理をしています。

ここの部分は図書館だけで考えられることではなくて、「文化力の拠点」、先ほど申し上げましたけれども、施設整備計画をまた並行してつくっておりますので、そちらと協調しながら、こちらをあわせて検討を進めていかなくてはいけない部分だということになります。

こういった要素につきまして、基本計画素案では、これらの今の述べました要素について章立てをして、それぞれに検討しているという内容です。今申し上げました内容が、第1章から5章までになっていると思います。

それから、これらの要素を実現していくに当たって必要となります施設の整備計画とか運営形態、それからICTの活用といったことについても、また1つずつ章立てをして、7章から9章で検討を行っているということです。

それでは、それぞれの章ごとに、これ全体は、ちょっとお時間の都合もありますので説明できま

せんので、かいつまんで特徴的な部分、また新規になる部分を特に御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、第2章、図書館サービス計画についてであります。4ページからでございます。4ページの2-1に閲覧及び配架としました。まず、この閲覧室と配架方法は「図書館の顔」というべきものでありまして、まずここで図書館にとっていいイメージが持てるもの、誰もが使いやすい場所というようなことを意識してつくっていききたいということが書いてございます。そのために、閲覧室はある程度の広い面積を確保し、ゆとり感のあるゆったりとしたものとしたいということでありまして、さまざまな閲覧席、それからスペースを設けて、利用者の閲覧要求に応じていききたいということが書いてございます。

2-1の一番最後の段落をごらんください。また利用者が、できる限り多くの本をじかに見ながら探すことができるように、書庫の一部に利用者が立ち入ることができる「公開書庫」を常設設置をしたいということを考えています。県立図書館は非常に多くの、また専門的な蔵書をたくさん持っているということが一番の市町立図書館との違いだと思います。ここが売りになるというか、強みだと思いますので、この書庫、この豊富な蔵書をより身近に接してもらえようようにしたいということがこの趣旨でありまして、本に包まれて本を探すという経験は、なかなか市町立図書館のレベルではできない、本の本棚に囲まれて、背表紙を見ながら本を選ぶ。そうすると、目的の本の隣にあった本からまた違う知的な刺激を受けるといったような、新しい本との出会いといった空間を提供できるんじゃないかということで、できるだけ書庫にも利用者を入れたいというようなことを考えております。

それから、貸出及び返却の部分ですが、5ページの上のほうに書いてありますが、ICタグ等の機器の導入も検討したいと考えておりまして、利用者が利用者自身による貸出・返却手続というものも進めてまいりたいと思ひます。

それから、飛ばさせていただきますが、2-4-1としましてレファレンスサービスについて記載があります。レファレンスサービス、これにつきましても、県立図書館の特性が特に発揮される業務だと捉えておりまして、市町立図書館では対応できないような高度なレファレンスにも対応できるということを、また、今後も力を入れていききたいと思ひております。

特に特徴的というか、新たな試みとしましては6ページからでございますが、2-4-2として課題解決型サービスということを示してあります。この部分については、まだ現在の県立図書館では十分にやれているところではございませんので、課題解決といった方向性についても、より具体化させていききたいということを考えております。

続きまして、7ページの下の部分、2-5、対象別サービスという項を設けてあります。県立図書館は県民全てがサービス対象であります。乳幼児からさまざまな年齢層、それから障害のある方とか外国人の方とか、さまざまな県民の方に等しく図書館を利用できるようにといった観点も持って新しい図書館をつくっていききたい。今現在の中央図書館はかなり、ユニバーサルデザインという面ではかなり劣ったというか、対応できないところがたくさんありますので、新しい図書館では施設のそういった面を対応するとともに、サービス面でもあらゆる層の県民の方たちのことを想定をしてサービスを考えていききたいということで、この項を設けてあります。

この中で、2-5-1として乳幼児・児童サービスを挙げてあります。まず8ページの下にほうに書いてあるのが、「児童室」を設けて、乳幼児・児童サービスを直接サービスを行いたいということ。それから下のほうに書いてあるのは、今現在もありますけども「子ども図書研究室」、これも引き続きこれを拡充して行って、全点購入の児童書を活用して、県内全体の児童サービスに資するという方向性を持っていききたいということであります。これ全体を捉えて、9ページの上のほうにありますとおり、「子ども図書館」というような形で、児童書についても力を入れていくという姿勢を示していききたいというふうに考えております。

そのほか、ちょっと飛ばさせていただきます。

それから12ページに参ります、ここにはデジタルデータのことが項目設けてあります。2-6-1としましては、ふじのくにアーカイブの活用ということで、現在、ふじのくにアーカイブ、運用しておりますけども、この充実を図っていききたいということが12ページの下段に。

13ページの2-6-2につきましては、オープンデータについての記載がございます。まだ、この点はまだまだこれからの検討課題だと思っておりますけども、“ふじのくに”のことが何でもわかる図書館の実現に向けて、オープンデータ化とか、オープンデータとの融合といったようなことについても実現をしていききたいということが書いてございます。

続きまして、15ページになります。2-8として展示活動の項がありますが、さまざまな展示は行っていくんですけども、特に一番下の段落にありますとおり、「葵文庫」「久能文庫」などの特別コレクションは静岡県立中央図書館が持っている財産でありますので、この貴重書については、より多くの方に見ていただけるように、常設の展示コーナーを設置して広く利用していききたいということが書いてございます。

次に参ります、17ページをお開きください。2-12、歴史的公文書へのアクセスという項がございます。歴史的公文書につきましては、これは中央図書館の管轄ではございませんで、県の経営管理部、法務文書課で所管をして管理をしております。この歴史的公文書につきましても、図書館の

持っている資料と同じところで利用ができるという状況は、非常に好ましいことでもありますので、図書館内に歴史的公文書の閲覧受付窓口を設置して、図書館内で閲覧可能にしたい。また、即時閲覧が可能な文書というものもある程度あるということです。これにつきましては図書館内で保管をし、その場ですぐに提供できるという体制をつくりたいということを考えています。

また、そのすぐ下です、2-13に歴史文化情報センターのことがあります。歴史文化情報センターは、現在、県庁の隣のビルにありまして、県立中央図書館とは地理的に離れた場所になっておりますが、今回、歴史文化情報センターも新県立中央図書館内に移設・統合をして、県立図書館の資料と同時に利用できるようにしたい。こういうことによって、歴史的公文書と図書館資料と県史編さん資料が1つの場所で提供ができる環境が提供できると考えております。

第2章につきましては以上でございます。

第3章に参ります、20ページをごらんください。市町立図書館等への支援についての章であります。県立図書館の役割としましては、第一線の図書館はもちろん市町立図書館でありますので、この市町立図書館を支えるという役割が非常に大きな使命であります。この使命については再確認をし、これを確実に果たしていくということをここで再度しっかり意味づけおきたいということでございます。

中身につきましては、現在行っている業務をさらに拡充をしていくということでありますので、新しいものというのはなかなか出てはこないのかもしれませんが、3-1としましては協力貸出、3-2として市町立図書館からのレファレンスの受付、3-3としては研修といったことが書いてございますが、これは現在も行っている内容をさらに充実させていくという内容であります。

22ページに参りますと、情報ネットワークシステムといったことで、今、「おうだんくんサーチ」というのを運用しておりますけども、こういったシステムをさらに充実させていきたいといった内容が書いてございます。

24ページに参ります、3-5として資料搬送網の整備ということであります。これにつきましては、今後も物流のハブに県立中央図書館がなって、県の市町立図書館及びそのほか、大学図書館、専門図書館等とネットワークを組んでいくということが書いてございます。

また、3-6として関連図書館等とのネットワークということが項立てをしてありますが、3-6-1、学校図書館、3-6-2、大学・専門図書館等とのネットワークといった点については、現在ではまだ十分できていないところがございますので、特に学校図書館の支援というか、ネットワークといったことは新たな課題としてこれから検討していきたいといった部分であります。

25ページに参ります、3-9として先進的サービスのモデルという項がございます。児童向けと

か、ティーンズ向けなどの先駆的なサービスとか、情報機器やI C Tを利用した実験事業など、先進的なサービスについては、市町立図書館がなかなか乗り出しにくい部分について、新県立中央図書館がモデルとなって先進的に取り組むということで参考事例としていきたいということでありま
す。直接サービスについては、県立中央図書館は、今まで一歩引いた形であったわけですが、それを市町のモデルとして直接サービスについても積極的にやっていくという姿勢を出していきたいということが書いてある項でございます。

以上が第3章でありました。

続きまして、第4章に参ります、26ページ以降になります。資料の整備についてであります。資料の収集方針につきましては、26ページ、4-1にございます。県立図書館としての役割を果たすため、現図書館の収集方針「静岡県立中央図書館資料収集基準」、これを基本とした収集方針を定めるということでありま
す。にぎわいづくりといった側面が、新しい駅前に行きますのであるのですが、まずは県立として、この資料収集基準についてはぶれずに、ここはしっかり押さえていきたい
ということをまずは確認したい。その土台の上に、やはり駅前で行うということで、より拡充していける部分については拡充していきたいといったことで、ティーンズ等、今までやってこなかった部分についても拡充していくといったことがこの章で書いている前提でございます。

ですので、全体としましては、資料収集は県立の役割を果たすということ、そこについては大きく変更しないでいきたいという内容でございます。

続きまして、第5章に参ります、「読書県しずおか」の推進、31ページです。「読書県しずおか」づくり、これは県としてずっと取り組んできているところでございますが、最初の丸い四角のところに、中に書いてありますが、静岡県の読書活動推進は各部署で個別に行われてきたということ
でございます。中央図書館はその役割を受けて、講座とか、そういったものはやってはきたんですが、基本的な役割は、県の教育委員会の社会教育課にありまして、それぞれ別々にやってたと、連携しながらですけど別々にやってたということ
であります。今度新しい図書館ができました暁には、こういった総合教育センターで行っていたこと、社会教育課で行っていたこと、それから県立中央図書館で行っていたこと、これを1カ所に集約して、「読書県しずおか」づくりというのを推進していきたいということ
であります。

内容としては、現在行っていることをベースにこれから取り組んでいくことになるかと思
います。31ページにコラムにありますけども、現在、読書ガイドブックの「本とともだち」というものを、これは社会教育課の事業として行っております。

また、31ページの下の方にありますが、「子ども図書研究室」をベースとした子供の読書の研

究といったことは中央図書館が行っているところであります。

32ページの中段には人材の育成が書いてありますけども、子ども読書アドバイザーの養成とか、読み聞かせボランティアといったあたりについても、現在行っていることをまたさらに充実させていきたい。

また、事業等としましては、図書館大会、32ページの下のほうですけど、とか高校生ビブリオバトルといった事業を行っておりますが、こういったことも引き続き行っていきたいということでもあります。

以上、今、第2章から第5章まで御説明してきましたが、この部分、先ほど最初に申し上げました、県立図書館単体で実現していきたいという部分であります。

次、第6章ですが、ここは「文化力の拠点」施設と一緒に実現していく機能であります。言いかえますと、図書館だけでは実現ができない機能でありまして、「文化力の拠点」と歩調を合わせてというか、一緒になってやっていくという部分でありますので、まずは「文化力の拠点」のことに説明をさせていただきたいと思います。資料5をごらんください。

この資料5に1枚まとめてございますのが、今現在の「文化力の拠点」施設の検討状況です。読まさせていただきますけども、「文化力の拠点」の形成に向け、図書館を中心とした施設、これを先行整備するとともに、多くの人が集まり、にぎわいを創出する新たな民間機能を導入する方針のもとで、庁内プロジェクトチームにおいて、現在、導入機能や事業手法などの検討を進めております。ということで、図書館を中心とした施設というものと新たな民間機能、大きく言うと、この2つをどうするかということを検討を進めているということでございます。

2番の(1)アとして基本的な考え方が示してあります。「文化力の拠点」整備に係る基本構想及び基本計画案の考え方を踏襲しつつ、拠点の価値を高めるため、県立中央図書館を中心とした「知の拠点」として整備するというのが1つの大きな考え方です。

また、本県の高い文化力の発信や、若者の学び・にぎわいの場を創出する機能を導入する。学びやにぎわいの場の創出というのが1つの考え方。

3つ目としましては、拠点の価値向上やにぎわいの創出などに資する新たな民間機能の導入を目指すということで、民間機能の導入は、あくまでやっぱりこれは目指していくんだということがまた大きな1つの考え方です。

先行導入機能として現在想定されていますのは、そこの四角の中にあります内容であります。県立中央図書館、多目的情報発信スペース、食・茶の都、花の都、大学コンソーシアムの拠点、それから先ほど言った新たな民間機能といったものを今現在、先行導入するというところで検討している

ということであります。

事業手法としましては、民間のノウハウを最大限に活用した事業スキームの構築を目指すという方針で、現在のところの導入機能の具体的な内容については、(2)に示してありますが、大きく分けると、アとイとしましており、県立中央図書館の部分と新たな民間機能の部分に大きく2つに分かれています。この県立中央図書館とした部分についても、さらに(ア)と(イ)の2つに大きく分けるんですが、1つ目が、県民の「知のインフラ」としての図書館ということで、先ほど私が申し上げました柱の1から3、基本計画で言うと第2章から第5章の部分、この部分が図書館、いわゆる本来の図書館の部分であります。(イ)として「新しい知的空間」、これが柱の4、今、第6章に当たる部分ですけど、ここの部分については、これはいわゆる図書館そのものではなくて、新しいスペースをつくっていききたい。ここに説明があります、多目的情報発信スペースというものを「文化力の拠点」では想定しておりましたが、これを図書等を活用した体験・学習などを通じて、新たな静岡の文化を創造する空間として整備していききたいんだと。その場では、「静岡県を知る」をキーワードとしたテーマごとのスペースを設置して、大学・企業の研究者や学生など、さまざまな立場の方が自由に議論できる場をつくっていききたい。本県の将来を担う人材の育成、新しい文化の創造・発信を実現していききたいというコンセプトが書いてあります。

それから、大学コンソーシアムの拠点というのも先行導入機能でありましたが、これもこの空間の中で整備するというので、グローバル人材の育成にも役立っていききたいといったようなコンセプトになります。

先ほど、「静岡県を知る」をキーワードとしたテーマと言いましたが、そのテーマの例として、これは例なんですけども、食であるとか、健康、模型、ICT、国際交流、富士山といったものが例として挙げられていると。

これが、現在の「文化力の拠点」全体の検討状況であります。そこについては我々、図書館サイドと協調して一緒に検討を進めてきた結果であります。

この「新しい知的空間」の部分については、今御説明したとおりでありまして、コンセプトとしてはある程度固まってきたんですが、では、具体的にどういうものにしていくかといった中身については、まだまだ検討の段階でありまして、具体的にこれができるといったところまでまだできておりません。ですので、この前のほうの基本計画の素案のほうに戻りますが、第6章につきましても、具体的にこれをやるといったところまではまだお示しできている状況ではありません。

では、34ページをお開きください。今現在、我々がこの「新しい知的空間」といったところでどういったイメージを持っているかを説明させていただきます。34ページにあります、各テーマは

「本棚・閲覧スペース」「ラボ」を基本とした構成というふうに書いてあります。「本棚・閲覧スペース」というのが、ここは図書館が担当する部分でありまして、「ラボ」という部分は、ここは図書館じゃないです。これは「文化力の拠点」のほうでいろいろな機能をここで。

ですので、ラボというところは「文化力の拠点」、図書館じゃないほうが何かを用意するというか、いろんな研究の場だとか、議論の場だとか、そういったものがあって、それについて図書館側としたら本棚を用意したり、閲覧スペースを用意したりといったことで、本のある空間というものを演出していきたい。これは図書館サイドと「文化力の拠点」の他の機能とが共同して、今までにないようなものをつくっていききたいといったことがここに書いてあるところです。なので、まだどういったものになるかわからないんですが、図書館側としては、この場で、本棚だけである知的な世界観みたいなものが描けたらいいな。特に「静岡を知る」とキーワードにしたいと今は思っております。

35ページの6-2の中ほどに書いてありますけども、ここについては、先ほど、どっしりとした本来の図書館らしい図書館は別にちゃんとつくりたいということを申し上げました。その上であれば、その制約を外れて、もっと親しみやすい本、例えばここに書いてあるとおり、新書や文庫、漫画といったものは今まで県立図書館では扱ってこなかったんですが、この空間ではそういった新しい冒険というか、違ったコンセプトで本に向き合えるんじゃないかということを考えているところでございます。この「新しい知的空間」用の資料については、県立図書館の一般資料や地域資料とは別に収集をし、このテーマごとに並べていきたいというようなことが。

全く新しいものを今考えている途中でありますので、いろいろな可能性があると思っております。6-3に、にぎわいを創出する事業例として、親子カフェとかこども科学教室、いろいろ書いてありますが、この場を使って、またいろいろな事業が考えられるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

第6章につきましては以上です。

資料が飛びますが、資料4-1をごらんください。今申し上げました説明のとおりなんですが、それを模式化したものでありまして、県立中央図書館がこの下に土台としてこれはあるというイメージ。県立中央図書館は県立図書館としての使命を確実に果たすということで、どっしりと、ちゃんと今までの図書館どおりのことをちゃんとやるということが書いてある。これについては県立図書館の機能をアップさせていくという。

その土台の上に「文化力の拠点」の各機能と融合をして、図書館の枠を超えた新しい「本のある

空間」というものを創造していきたい。これが第6章でいうところの今までにない新しい空間である。何度も繰り返しになりますが、これは図書館だけではなくて、図書館とほかの機能とが融合して一体となってつくりたいという部分であります。

以上、説明が重複しましたが、資料4-1はそういった趣旨でおつけしたものです。

では、基本計画素案に戻ります。37ページをお開きください。施設整備計画、今まで述べてきましたような各機能を実現するに当たって、押さえておくべき数値的なことについて、ここで整理してあります。

39ページを見てください。7-2としまして、年間来館者数の設定をしてあります。これはなかなか、実際どうなのかというと、科学的な根拠というのはなかなか導き出せないんですけども、我々としては、他の都道府県立図書館の整備状況、その実績をもとに、想定来館者数を100万人程度、これは図書館単体として、図書館だけで100万人程度呼び込めるだけの魅力があるものになるというふうに考えています。「文化力の拠点」施設全体では、これにプラスアルファということになるかと思えます。

それから、7-3としまして収蔵冊数の設定であります。収蔵冊数につきましては、約170万から200万冊ということを設定しております。近年開館した都道府県立図書館の平均が181万冊であります。170万から200万冊ということで、開館後40年程度先までの資料収集に応えたいと考えております。

ページをめくってください。それから書庫の中身の話です、41ページの中段の表をごらんください。閲覧室はゆったりとしたものをつくりたいと考えておりますが、ここには37万冊程度、収蔵数を想定しています。この内訳は40ページの下の表のとおりでありまして、一般書が22万、地域資料が3万、子ども図書館、児童書が12万の37万であります。

それから41ページに戻りますが、その残りは書庫に入るんですが、この書庫に入る蔵書のうち、37万冊については、これを固定書架で置いて、この分については公開書庫として利用者に中に入れていただけるようなものを現在考えています。閲覧室の37万と合わせて、この想定だと74万冊の蔵書に直接利用者が手にとって本を探せるという環境を提供できると考えております。

1ページめくっていただきまして42ページ、こういった機能を、全体をどのぐらいの面積になるかということ、これを試算をしております。概算面積としまして、図書館単体の部分ですが、全体として1万5,000平米程度から1万6,000平米程度が必要になるというふうに、現在、概算面積の試算をしております。先ほど、第6章で説明をしました「新しい知的空間」、ここについては「文化力の拠点」施設と連携をするエリアでありますので、ここはまだ検討が、面積を検討するところ

の段階に至っておりませんので、ここについてはこの外で実現すべき面積であります。ですので、図書館が関係する面積としては1万5,000から1万6,000、プラス知的空間の部分になってくると思います。この規模についてはこれからの検討課題であります。

以上が第7章。

第8章に参ります。第8章は管理運営体制について検討しております。47ページをごらんください。開館時間・休館日につきましては、一番下の段ですが、開館時間・休館日は、現行の運用をもとに、これは駅前でありますので、夜間利用への配慮など利用者ニーズを考慮して、「文化力の拠点」施設における他施設との連携・協力を図りながら弾力的に設定するというようにしております。

続きまして、2ページめくっていただいて50ページ、下段、8-3、運営方法の検討が記載がございます。図書館の運営形態としては、地方自治体が直営で行うものから業務委託が入るもの、それから指定管理で行うものというさまざまな形態があります。それぞれの長所、短所を精査した上で、個々の業務における適切な管理運営形態について検討するというふうにまとめてあります。

8-3-2としまして、新県立中央図書館の運営につきましては、管理運営のうち、選書、レファレンス等の根幹機能については直営を軸に検討を進めたいと考えております。ですが、全体としましては、新しい図書館機能をもとに民間のノウハウを取り入れ、効率的でサービス水準の高い運営体制を構築するという事で、民間のノウハウを入れる部分については、そういう入れていくということもこれからの検討課題であります。根幹業務は直営でと言いましたけども、また業務量の増加を抑えるためにICTタグ等の導入などで業務の効率化や省力化ということも検討を進めてまいります。

8-3-2の最後の段落です。「文化力の拠点」施設として一体的に行うことが効果的な業務。例えば庁舎管理的なことというのは、「文化力の拠点」は建物1つですので、こういったことなどとか。あと「文化力の拠点」施設と連動した「新しい知的空間」に関する業務。要は「新しい知的空間」は図書館ではなくて、そのほかの機能と一体として行う業務です。こういったものについては図書館が行うのではなくて、外部化する方向のほうが望ましいというふうに……考えておりまして、こういった方向で検討を調整してまいりたいと考えております。

以上が第8章です。

第9章はICTの関係が記載してございます。ちょっとお時間かかりましたけども、基本計画の素案につきまして、一通り私のほうから説明させていただきました。

繰り返しになりますが、第2章から5章までが図書館の今までの延長線にある部分。第6章が「文化力の拠点」との連携の部分、第7章から9章については、そのための諸条件の整理という構

成になっておりますので、それぞれについて委員の皆様の御意見をいただきたいと考えております。
以上であります。

○糸賀会長

かなり広範な内容……、これを短時間で理解して、いろいろと疑問点を洗い出すのはなかなか大変だと思います。

それで、私、ちょっと確認……、この事務局からの指示では、1章から4章までとなっておりますが、今の参事の説明では、むしろ5章までが図書館単体での部分だというふうに御説明があったんで、5章で切るんじゃないですか、ここでは4章で切る。どうしますか。

○事務局

1章から4章までが、今までの既存の図書館のところ、あと5章が、いわゆる社会教育課が今やっていたものを図書館のほうに併合するという形になるものですから、基本的にはその5章まで図書館の本体といいますか、どっしりした土台の部分と考えさせていただいて、その5章まで御意見、最初いただければ。

○糸賀会長

にしますか。5章は「読書県しずおか」の推進だから、図書館とは直接関係ないということもないんですけど、図書館以外の部分もかかわって「読書県しずおか」を達成するのではないんですか。だから、図書館の話としては4章、資料整備計画は本当にこれは図書館、それこそ図書館本体の業務であり、サービスだと思いますけど、とにかく全体がすごく多いので、むしろ前半はなるべく少ないボリュームにしたいから、やっぱり4章まで。「読書県しずおか」からは「文化力の拠点」ということで、もう少し図書館を含めた周辺の問題だと思いますから、差し当たり4章まで、だからページで言うと30ページまでのところで、ひとまず委員の皆さんから質問や御意見を頂戴したいと思いますが、よろしいですか。

これはだけど、与えられた時間でやるには、早速、1章あたり、2章あたりから皆さんのほうから質問、御意見があればお出しいただきたい。

どうぞ。

○草谷委員

まず最初に『はじめに』という文章からで、真ん中辺で、「こうした現状を受け、教育委員会では新たに」というところに、基本構想委員会のことが書いてないのが気になりました。

「そして」の後から有識者会議を設置すると書いてあるんですが、その前から有識者会議を設置してありましたので、そのことを一言書いていただくと、より正確な、『はじめに』になるのかなと思います。

○糸賀会長

最初の出だしの文章ですね、そこは事務局できちっと精査していただいたほうがいいと思います。ほかにいかがですか。

1章、新県立中央図書館のあり方、それから2章が図書館サービス計画、ここが結構、ボリューム的には多いですけどね。2章あたりいかがでしょうか。

どうぞ。

○林委員

内容はこれ、十分いろいろ盛り込んであるなと思ったんですけど、余りにも当たり前すぎて入ってきていないのかなと思ったんですが、ホームページの充実、図書館サイトの充実という言葉が私は少なくとも読み飛ばしたのか、気がつかなかったんですが。

例えばデジタルアーカイブとか、もっと後ろに出てきて、それも大事なんですが、そもそも2の、特にレファレンスサービスとか、課題解決型サービスというのも、今、非常にサイトとの相性がいいもので、県立中央図書館のサイトで割とこれ、ちゃんとつくられているところが多いんです。なので、これは多分、ちょっと忘れられた。

○糸賀会長

広報で、多分2-9のところだと思います。十分書き込めてはいないですね。

○林委員

そこが弱いかなという感じがします。というのは、これ全部にかかわってくると思うんです。2のサービスの全てがかかわるところなので、ちょっとこの9-1にあるから、そういう全体とのかかわりというのが薄いので、ちょっとそこはお願いしたいと思います。

○糸賀会長

林委員、その前に、今の点については。多分、今、今後はSNSを使った発信というようなことを考えていくべきなんだろうと思いますけどね。それぞれにコミュニティーをつくって行って、それこそさっきの交流とか、県民同士の交流というものを考えるのであれば、ウェブサイト、ソーシャルメディアのことがそもそもここに触れられてますけどね、そういうふうな形で、それぞれにコミュニティーを形成していくということを目指したほうが多分、ここでの狙いは生かされるんだろうと思います。

ほかにかがですか、特に2章。どうぞ。

○草谷委員

2章ですか。

○糸賀会長

1章でもいいですよ、どうぞ。何かあれば。

○草谷委員

私が気になったことの1つが、県立図書館は市立図書館とは違って、市町の図書館の支援という、とても重要な役割があると思うんですが、全体的に市の図書館でも通じるようなところが少し気になりました。それなので、例えば3ページで言えば、市町立図書館等の支援のところ、今まであったことで抜けてるなと思ったのが、協力貸出や各図書館間の相互貸借を支える資料の運搬その充実ということと、それから市町の図書館の職員との、前回よく出た話だと思うんですが、双方向によるコミュニケーションという、それがとても大事で、県の職員が出かけることで市町の図書館の課題がわかるということで、それをどこかできっちり書いていただきたいなということを感じました。

それにかかわることで言うと、市町の図書館のサービスのモデルというのも大事だと思うんですが、3ページで言うと、市町の図書館のサービスの支援とか協力という言葉のほうをさきに出しいただきたいなということを感じました。先進サービスというのもとても大事なことだと思うんですが、市町支援のサービスのやれる範囲、どういうことができるかということなど、挙げていただければいいかなと感じました。

その関連で言いますと、例えば14ページに、図書館が行う講座・イベントの例というので、私は

ここに書いてあることで本当に感動しましたけれども、本当に、こんなこともできるんだというような、特別支援学校とかの連携とか、図書館の中から外に出ているいろんなことができるというような、その視点もすばらしいなと思ったんです。ただ、そのときに思ったのは、それはすばらしいんですが、例えば35ページのほうの「新しい知的空間」のほうでできることがあります、35ページの考えられる事業の中に親子カフェとか、この発想もすごくそれぞれすばらしいなと思ったんですが、そこと、図書館でできることと、にぎわいを起こすためにできることと、市でやるべきことと、県立でやるべきこと、もう少し精査していただければありがたいなと思いました。

○糸賀会長

ありがとうございます。今、大きく分けると2点あったと思うんですが、事務局のほうから何か補足なり回答ありませんか。

○事務局

3ページの記述は、新規拡大事業についてまとめてますので、これが全てではなくて、今までやってきたことについては継続してやっていくということを第3章に書いてあります。

○糸賀会長

今、草谷委員の御意見は、3章では不十分だということ。

○草谷委員

そうです、……。

○糸賀会長

3章ですよ、3章、結構、私、いろいろ書いてあるし、さっきの先進的サービスのモデルのことも、25ページの3-9には書かれてると思うんですが。

○草谷委員

具体的な部分ではすごくきっちり書いてあるんですが、この主な部分でちょっと目が先に行っちゃうもんですから、充実というような言葉をちょっと入れていただければありがたいなと思いました。

○糸賀会長

そうですか、だからそれは前のほうにあったほうがいいのかということですか。

○草谷委員

そうです、一言入れて。

○糸賀会長

ただ、これ構成としては、3章のところでも市町の図書館等への支援ということはかなり細かく分けて書いてあるんです。

○草谷委員

そうですね、それはありがたいと思っています。

○糸賀会長

それから後半の、例えばイベントをやるにしても、県立がやることと、確かに市町とでの切り分けとか、工夫のようなことですね。これについてはいかががお考えですか、県のほうとしては。

○事務局

確におっしゃるとおりの部分があるかと思います。知的空間のところは、やっぱりそれが図書館なのか、そうじゃないのかってはっきりしないようなところがあるので、そういった問題が出てくるというか、御指摘のとおりだと思います。ただ、それは、だからといって、こっちでやっちゃいけないというような形にはしたくないので、両方でやれて、いいものは図書に取り入れたり、知的空間に取り入れたりということで、そんなに線を引いてしまわないほうがいいのかなど、私、個人的には思います。

○糸賀会長

その点、ちょっとほかの方はいかがですか。

どうぞ、市立図書館の。

○市川委員

静岡市です、お世話になります。

日ごろ、県立中央図書館の皆さんには、静岡市を初め、市町村のほうに対する支援については、本当に厚い支援をしていただいていますので感謝しております。本当にありがとうございます。

今回のこの構想の中でも、ここら辺については十分うたっていただいているので、続けていただけたらなと思います。

今回、私もこの会議に参加するに当たって考えさせていただいたのは、県立中央図書館、今の計画では東静岡のところに建てるということではあるんですけども、あくまでも利用される方というのは静岡県民というのが基本になるので、そこをどういうふうに捉えるのかなというのが1つの基準になるのかなと。市と同じものを作っていただくこともありがたいんですけども、全体の事業として捉えたときに、じゃあ優先順位というのはどこに置くのかなと。財政的にはどこも苦しいところがいっぱいある中で、これだけのものをやれたなら本当にすごいだろうなと思うんですけども、どっかで優先順位をつけなきゃいけないときが来るだろうなとなったときに、果たしてどこに基準を置くんだろうかということについてわかればありがたいというのが今回の感想であります。そのところについてはよろしくお願ひしたいと思います。

○糸賀会長

どうぞ。

○小幡委員

関連することなんですが、例えば7ページの一番下に対象別サービスというのがありますが、次のページをめくっていきますと、多様な県民の中に外国人が入っているんですね。多分、市町図書館は、このように外国人を対象にするようなサービスというのがなかなかできにくいんだろうと思います。そういう意味においては、県立図書館がそういう部分をカバーしていくというのは望ましい方向だろうと思います。

それから、それに関連して言いますと、前のページ、6ページに戻りまして、そこに課題解決型サービスの図みたいなものがあるんですけども、最近、この政策として、外国人労働者受け入れ政策というのがもう動き出してあります。もう急速に日本社会が外国人を受け入れる方向になだれ込んでいきます。そうしますと、国はこの外国人を受け入れる政策をやっていくんですが、実際には、日常生活でどうするのかというのはほとんど自治体であったり、地域住民に任されてしまっているん

です。そういう場合に、この課題解決型サービス、外国人の方もどうやっていいかわかんない、受け入れる住民、県民もどうやって対応していいかわかんないというような、そういう相互の利用者に対するサービスというものをここに新たに入れていく必要があるのではないかと思います。

もう一つは、やっぱりこういう図はもちろんあっていいのかもしれませんが、このような図をつくってしまうと、新しく入ってくるものが、そういうのは想定してないというようなことになってしまいますので、柔軟に課題というものをどんどん受け入れていけるような、そういう体制をあらかじめとっていたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○糸賀会長

ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

○草谷委員

今の小幡先生の御意見に全く同感ですが、それにかかわることでちょっと気になることというか、11ページの外国人向けサービスの中に、在住者というか、外国の方へのサービスが主なんですけど、私たち日本人が、県民が、外国を知るというサービスも入れていただけるとありがたいなと思いました。

○糸賀会長

それはそのとおりだと思います。だからここは最後に、11ページの今の外国人向けですね、要するにこれは異文化交流のことなんですよね。それが観光のレベルだけではなくて、今御指摘のとおり、地域のレベルで多様な文化が入りまじるといって、そこでいろんなあつれきを生じたり、トラブルが生じたりすると。そういう意味では外国の方も日本や静岡の文化を学ぶと同時に、静岡の方もほかの国、あるいはほかの地域の文化について相互に学ぶという、それを図書館の資料だけではなくて、いろいろと図書館のサービスやイベントを通じて相互に理解を深めていくということが求められているんだと思います。

先ほど小幡委員が言われたとおり、さっきのいろんな、県がやる文化力の発信と市町でやるものとの違いです。まさに言われたように、外国人向けについてやる、あるいは10ページの上のところの学生とか留学生向けのことをやるというのは、確かに県ならではのサービスなり行事のような気がします。そういう意味では、県と市町がやることの違いというのは、1つはスケール、規模

の違いもあるし、スケールだけではなくて、今度は内容というのかな、質というよりはコンテンツの問題ですよね、コンテンツでやっぱり、市ではできないようなコンテンツを県が発信していくという。それですみ分けをやり、先ほど市川委員が言われたように優先順位。優先順位のつけ方としては、やはり市町ではできないことを県が優先してやっていくという、それによるすみ分けなんだろうと思います。だから、そこらあたりがもう少し鮮明にわかるような書きぶりにしていただけたほうが、県がこういうことをやる意義を多くの人に理解していただけるだろうと思います。ありがとうございました。

ほかに、今、若干3章にも触れてるけど、2章、3章あたり、御意見、御質問あればお出しください。

○草谷委員

17ページの真ん中辺の2-12の歴史的公文書へのアクセスのところ、こういう項目が出てくることもとてもありがたいと思っています。そのスペースの確保という言葉と、整理、保存、提供に必要な人の配置というのも入れていただけますか。どうですか。スペースの確保ということと、整理と保存、提供などに必要な人の配置も入れていただければありがたいなど。

○糸賀会長

この2-12のところですか。

○草谷委員

はい。

○糸賀会長

そうですね、図書館内に「受付窓口を設置し」というふうには書いてありますが、それに提供に伴う必要なスペースの確保でしょうね、それは確かに。

ちょっと関連して、私、質問なんです、この部分は。現在は何か県のほうの条例で、県の経営管理部、総務局法務文書課がやることに関して、何か条例か何かの規定はないんですか。別にないんですか。

○事務局

ですので、今、我々が考えているのは、今後の窓口は図書館に置くんですが、歴史的公文書の所管はあくまで経営管理部が管理をこれからもしていくと。ただ、ワンストップで利用者は図書館でその請求もできるし、閲覧もできるという環境をつくりたいので、歴史的公文書の管理は、これ以降も経営管理部のほうで、別の場所かどうか、彼らが確保してやっていただくということを……。

○糸賀会長

いや、それで普通はこれ、県の条例か何かで規定されているんじゃないかと思ってね。その条例の改正か何かが必要になるレベルの話なのか、そうじゃないのかというのが気になったんです。

○事務局

所管を移すわけではないので、そういったことはないと思います。

○糸賀会長

わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、ちょっと私から1つ、単純な話なんですけど、これ、2章のところ、4ページ、5ページあたりのところの項目の立て方がすごくわかりにくいというのがあって、閲覧及び配架が並んでるというのは余り見たことない見出しなんですけど、閲覧及び配架、貸出及び返却と来て、2-4が情報サービスで、ここが2-4-1、レファレンス、2-4-2、課題解決型サービス。じゃあ課題解決型サービスに閲覧や配架や貸し出しは関係しないんですかというようにも読めちゃうんで、これは情報サービスというくくりで、レファレンスと課題解決型サービスが並んでいる。さらに2-5、今度は対象別サービスですよ。対象別というのは、言ってみれば、よく言う縦糸と横糸で言うと、閲覧だとか貸し出しだとか、情報、レファレンスというのが仮に横糸なら横糸だとすると、対象別というのは今度はそれ縦糸の話なんです。だから、それが両方並列で出てきちゃうところ、私がちょっと理解しにくかったです。確かに対象は展開して、最後、2-5-8の非来館型まで行くわけですよ。今度は2-6がデジタルデータの活用。

私はちょっと見たときには、これは2-1から2-3までは資料提供サービスのことを言ってるんじゃないかなという、2-1から2-3まで。その資料提供サービスの中が3つに分かれてる。情報サービスが今度は2-2として出てきて、その中が課題解決型だけだな、出てくるのは法情報とビジネスと、健康・医療と、議会・行政支援だけなんだな。そうすると、情報サービスの中がレ

ファレンスサービスと課題解決型サービスだけに分かれてるという構成で、大きくは資料提供サービスと情報提供サービスに分かれる。だから資料提供というのは多分、岡本さんあたりはわかると思う、いわゆるドキュメントデリバリーの話をしてるんだと思いますよ、これ。いわゆるドキュメントデリバリーですよ。それに対して、情報サービスはインフォメーションサービスの話になってるんで、そういうくくりにしたほうが専門家的には理解しやすい。もちろん、これは県民が見るもんだから、県民の方々がわかりやすいほうをとっていただければいいですけどね。

それから、さっきの課題解決は、先ほど小幡さんとか草谷さんが言われたとおりで、この4つに限定されてるように見えちゃうんですよ。この図の2-1、6ページの、ここにわざわざ括弧して「例」と書いてあるんだけど、小さい字で書いてあるんだけど、その後がこの4つ並んじやうと、これ以外は何かやらないような、そうじゃなくて、もう少し柔軟に考えていただいて、さっきも出てきた、さっき、小幡さん何て言われたの、あれいいなと思ったんですけども、例えば子育て支援だとか、そうか、異文化交流ね、外国人の居住者がふえるから、それへの対応だとか、それから当然、前から出ているように災害、ことしもいろんな災害があって、静岡は当然、その災害への対応、地域での、今度は災害が起きたときに地域の取り組みみたいなものが絶えず課題になるわけだから、そういう安心・安全なまちづくりみたいなものも当然テーマに入ってくるんですね。そういうのが取り込めるような余地を残した書きぶりにしておかないと、これだけをやればいいんだというわけではないと思います。その辺、ちょっと私から申し上げたいと思います。

ほかに委員の方から。どうぞ、市川委員。

○市川委員

すみません、先ほどと同じような意見になってしまうところがあるんですけども、外国人向けのサービスとか、新書、漫画等にこれから取り組んでいかれるという構想を持っておられるんですけど。新書とか漫画等については、基本的に市町村がやっている部分大きいのかなと。これやっていたと、静岡市にとってはメリット大きいんですけども、じゃあ逆に、ほかの市町にどうだろうかというのは思います。

それと、外国人向けサービスということについても挑戦されるのは、県内の利用者についてはかなり大きなメリットがあるんですけども、私は静岡市として話になってしまうんですが、この県立の構想の中で一番近いのは御幸町図書館ということになってるんですけども、そこには多言語サービスとして外国語資料、絵本も含めていろんな資料が何千冊とあるもんですから、そこをいかにして、かぶっちゃいけないわけではないんでしょうけども、かぶらないようにしていくというのも1

つのポイントなのかなと思ってます。こういうのを見るとすばらしいなと思う反面、県立のイメージが少しずつ変わっていく時代に入っていくのかなというイメージを少し持ちました。

○糸賀会長

ありがとうございます。確かに過渡期で、県立図書館のあり方は、全国的な動向を見ているも随分変わってきたなというふうには思います。

一方で、確かに市町との役割分担というのかな、それは一方で考えていかなければ、いわゆる二重行政の批判が常に出てくる可能性がありますので、それへの配慮ということは考えておかなければいけない。

どうぞ。

○小幡委員

ですので、静岡県全体の市町の図書館のことにも精通していて、新県立図書館が不足している部分や補充しなければならない部分を補っていき相互補完ができるように、交通整理ができるようなシステムを作っていく必要があると思います。多文化共生ということに関しては浜松の市立図書館のほうが充実しているのではないかと思います。そのような情報を提供することが出来るように、交通整理ができると思うんですね。そういう専門の方が新しい県立中央図書館の中に配置されるといいんじゃないかなと思います。それは行政の事務的な話。

○糸賀会長

配置ね。配置なり、今の職員の中でもそういう役割がちゃんと担えるようにしていったらいいと思います。

何か御意見ありますか。

○草谷委員

職員の問題が出ましたので、先行している石川県は、石川の友人から聞いた話ですけれども、去年とことし、3人ずつ司書職を採用したということを知りました。できてからでは遅いので、今から、ここに反映するというのは無理かもしれませんが、今のうちに言っとかないとまずいかなと思ったのでちょっとお願いしたいなと思います、そのことを。

○糸賀会長

それはちょっと御意見ということで、ここには、ちょっとそこは内容のことは書きにくいという。当然、こういう会議の場でそういう意見が出たということで受けとめていただければいいと思いますが。

ほかにいかがでしょうか。

今、小幡委員や市川委員が言われたような、そういう県としての県内の図書館サービスの調整機能みたいなものというのはどこかに入ってるんですかね。県立図書館として、県内の図書館の、確かにこっちでやってる業務と、こっちがやってる業務が重なっている、県と重なっている。あるいは、こういう業務に関しては大変浜松の図書館がすぐれている、静岡市立図書館でそういうのは実践してるのかということ相互に情報提供し、連絡、調整するような役割が県を持つべきだろうと思うんですよ。そういうことは今回のどこかにありますか。

○事務局

25ページ。また市町支援の話に入りますが、3-7のところに市町支援としまして、運営相談もそうですけど、一方で情報交換という場も設けて、県立が把握するというのもそうですが、一方で市町同士でお互いの情報を共有できるような仕組みを整えていきたいと考えております。

○糸賀会長

今言われたのは25ページ。

○事務局

25ページの3-7。

○糸賀会長

でも、3-7は図書館未設置ではないですか。

○事務局

そうですね、これ一緒くたにしまっているの、ちょっとわかりにくいので後で直しますけれども、未設置町の支援もそうですし、あとは図書館の支援として運営相談もします。さらに市町図書館同士の支援として情報交換できる場を設けたいという形のところをちょっと一緒にまとめてしま

っている項目ということになります。

○糸賀会長

それはぜひ盛り込んだほうがいいんですが、これ、3-7の見出しは図書館未設置となつてたからね、私は専ら設置してないところにやるの、それはそれでやっていいんですが、今の話は既にあるところについても含めて、やっぱり県立図書館、そういう連絡、調整と同時に、ここに入っていないか。国の文部科学省の望ましい基準にある、本当はR&Dなんですよ。研究開発機能というのを本当は県立図書館は持つべきだということです。新しいことを創造し、県で、県立図書館が実践すべきことは実践し、市町のほうで逆にやってもらいたいようなことについては県からもいろいろお願いをするという、そういう調査研究機能、そういうのは本当は市町ではなかなかできないので、県立図書館がやるべきだろう、これは望ましい基準にも書かれてるので、そのR&D、調査研究機能みたいなものはぜひ県立図書館が持っていただきたいと思いますので、この3-7あたりで書き直すのであれば、先進的サービスのモデル開発というのと同じで、3-9に書かれている、そこらあたりで県立図書館の機能としてぜひ取り込んでいただきたいと思います。

ほか、いかがでしょう、今度、4章、5章あたりも含めて。4章までで一回切ると言ったのか、私。じゃあ4章まででいかがでしょうか。今度は、ここが資料整理なのね。資料収集方針。いかがでしょうか。

じゃあ1つだけ、私のほうから、ちょっと単純なことなんですが、3章に戻っちゃうんですけど、ページで言うと、今の24、25。24、25の3-6というところですよ、関連図書館等とのネットワーク整備。これ、全部ネットワークという言葉で書いてあるんですよ、学校図書館とのネットワーク整備。大学・専門図書館とのネットワーク整備。県外の図書館とのネットワーク整備。これ、指し示してるものは同じですかね。例えば、情報通信ネットワークを使った整備というのと、連携・協力というのが全部一緒になってないかなというのが若干気になりました。全部、ネットワーク整備という言葉であれば、便利だからくくれることもくくれるんですが、学校図書館との間では、これは例えば蔵書の所蔵の確認もできるようなネットワークの整備を考えるのではないんですか。大学・専門図書館等とも、それを当然やることになるのかもしれませんが、大学のレベルと地域の学校図書館と、それから県外の図書館との連携が、全部ネットワーク整備という言葉で包括できるほど、実態が同じなのかしらというのがちょっとよくわかりませんでした。本当は言葉をちゃんと使い分けたほうがいいんじゃないかなという気がします。

4章まででよろしいですか。

そうしましたら、ちょっと時間もありますので、今度は5章以降。先ほどの、必ずしも図書館本体とは限らない部分、ここらあたりについてはいかがでしょう。どこからでも結構です。

どうぞ。

○林委員

先ほど、この第5章のところで「読書県しずおか」の役割を、今、社会教育課になっているのを県立中央図書館にというお話があったんですが、確かに、読書推進というのは県立中央図書館中心になっていただいてもいいと思うんですが、今度、その対象となる学校図書館ですね、学校図書館の場合、学校図書館機能としては、読書推進とともに、学校図書館を活用する学びというのがあったと思います。今、読書推進のほうには両方とも入っている、社会教育課がやっているということがあって、学校教育課と連携した学校図書館を活用した事業の取り組みと、それから読書推進機能の両方が入っているんですが、その両方ともを図書館のほうで持たれる、図書館のほうに移すということでしょうか。ただ、その場合、同じ教育委員会の中にあった、社会教育課と学校教育課のような連携ができるのかなという心配がちょっとあるんですが。

○糸賀会長

どうですか、そこは。何か今の時点でコメントあれば。

○事務局

32ページの中段にあるんですが、今、学校図書館の関係というのは総合教育センターで行っているんですけど、ここについて、学校図書館を活用した教員の授業力の向上とか、そういった機能、教科指導に図書館が資する部分とか、こういった面は、やっぱりそれは総合教育センターの業務と切り離せないで、これは持っていないと。いわゆる学校図書館が児童に本を読んでもらうという部分についての支援みたいなことは図書館が直接やるほうがいいだろうということで、その部分については図書館で一体にしたいというような感じで、今、切り分けを考えています。

○林委員

そうすると、同じ学校図書館にかかわる仕事の、何というか、親機関というか、サポート機関が総合教育センターと図書館に分かれるというふうになる。つまり学校図書館自体は、学校図書館の目的は両方入ってますよね、学校図書館に入ってますね。その2つの目的のうち、こっちは県立中

中央図書館が管轄し、こちらは総合教育センターが管轄するという状況ができ上がるというふうに考えていいんでしょうか。

○糸賀会長

どうですか。

○事務局

そういうふうに分かれることになるかと思いますが、ある部分。今現在が、学校図書館に、いわゆる社会教育課で今、読書活動の推進やっているんですけど、やっぱりそのチャンネルがなくて、つつい漏れてしまうというか、そういう部分があるんで、そこはやっぱり一体となって読書推進やったほうがいいんじゃないかというような判断なんです。

ただ、授業支援とかということは残そうというようなのが、今、この発想ですね。

○林委員

そうすると、今、読書推進絡み、すみません、こだわって申しわけないですけど、「本とともにだち」というのを配布しておりますね、社会教育課のほうから。あれはやはり学校に配布するという意味で、教育委員会ルートのほうが配布しやすいと思うんですが、ところが中身は、あれはどちらかという読書支援ですよ。つまり、そういう切り離せないものについて、確かに読書という切り口では図書館のほうを中心なんですけど、やっぱり学校におろすということを考えたときに、教育委員会ルートがないと非常におろしにくいことがあると思うんですね。そのあたりをちょっとやっぱりずれが起きると、情報が十分に行かないとか、現在、社会教育課、学校教育課だとおろすのも大変だというふうに分かるので、まして離してしまうことにはちょっと危険があるような気がいたします。

○糸賀会長

基本的には、今、林委員の言われることは私もよくわかるんですけども、そこは確かに気がかりですね。この5章の全体の書きぶり、見出し、31ページの上から4行目のところには、「読書活動推進は各部署で個別に行われてきたが、今後はこの役割について、新県立中央図書館に集約することを検討する」と書かれてるんで、これをやったときに、確かに学校図書館の現場への指示だとか、連絡だとかというのが県立図書館からできるのかしらというのは気がかりではあります。だから、

やっぱり今の総合教育センターとある程度機能分担をせざるを得ないんじゃないかなと。でも、それはもう静岡さんのほうの現場というのかな、行政のほうでうまくやれるのであれば、もちろんどこかに一本化したほうが。また分かれちゃうと、分けると、それはそれで頭が2カ所あって、体が1つでばらばらになっちゃうような気もするんで、だからそこは県として一番やりやすいやり方を検討していただいたほうがいいし、今、林委員が言われる懸念もよくわかりますので。

○事務局

林先生のおっしゃること、また中で検討したいと思います。

○林委員

よろしくお願いします。

○糸賀会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○草谷委員

49ページの職員体制のことでちょっとお願いというか、お伺いしたいんですが、ここの表の中に司書資格率というのをに入れていただけるとうれしいなということを感じます。

それと、それに関連して、50ページの8-3-2で、新県立中央図書館の運営ということで、管理運営のうち、選書、レファレンスが根幹機能について例として挙げられているんですが、県立の場合は、市町の図書館支援とか学校図書館支援がまずはあると思うし、図書館の職員は、1つのパーツだけが専門的に先鋭化していくんじゃなくて、もちろん専門性と得意分野とかというのもすごく大事なんですが、全体を見渡して図書館を総合的にプロデュースする力のある人が大勢いることが人を育てていくと思うんです。ですから、そこら辺の書き方をちょっと工夫をお願いしたいなと思います。

調べ学習とか、学校図書館の支援とか、子供にかかわることがとても多いところが図書館であるということもあるし、やはりここには教育委員会による直営というのを言葉として入れていただくとありがたいなと思います。

○糸賀会長

いかがですか。ここには「直営を軸に検討を進めるが」ということで書いてありますが、いかがですか。

○事務局

これ、「等」とまとめちゃってあるので、選書、レファレンスだけではなくて、やっぱり市町支援とか、根幹業務が何なのかというのはまだしっかり整理ができてない段階ですので、今後の検討になってくるかと思います。

我々としたら、やっぱり草谷委員おっしゃるように、県の職員、県立図書館の職員としての何か特殊性というか、独自性の部分というのもしっかり説明をして、そういった面も考慮しながら、直営でやらなくちゃいけない部分と、そうではなくて、いろいろ民間の活用ができる部分というのはこれからの検討の中で示していかななくちゃいけないと思います。

○糸賀会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、全体を通じてということになりますが。

○小幡委員

全体に通じる話を……。

○糸賀会長

そうです、もちろん個別の章でも結構です。

○小幡委員

少し大ざっぱな話になってしまうかもしれませんが、いろんところで新たな文化を育むとか、新たな文化を創造するという文言が見受けられます。それは多分、「文化力の拠点」と融合させての話ということ……かもしれませんが、例えば43ページの機能相関図のところ、1つは、これ全体が恐らくは「文化力の拠点」で、新しく図書館のほかにその「文化力の拠点」を担うのが「新しい知的空間」というふうになっていると思うんですが、拠点づくりとか空間づくりというのは具体的に、物理的には可能なんですね。ただ、新しい文化を創造していくというのは、じゃあその目指

すものって一体何なのかというのは、まさにわかんない部分があるんですね。その辺はもし、こういうのを目指してるんだというものがあれば教えていただきたいと思います。

私の意見を言いますと、文化というのはまさに創造されるものなんですけれども、もし新しい文化を創造していくというのであれば、まさに逆説的ではあるんですが、県立図書館らしくない県立図書館をつくっていくということが多分、新しいというか、文化の創造につながるんじゃないかなと思うんです。つまり、県立図書館というのはどこの県にもあるわけであって、県民に向けて、各県でいろんな視点を置いての図書館づくりをしているんだと思うんです。そこを、もちろん静岡の文化なり何なりは土台に置く必要があると思うんですけれども、そこにこだわるんじゃなくて、やはり日本の文化であったり、そして世界の、人類の文化であったり、そういう話を広げていけるような可能性を持っている、そういうことが恐らくは違った形の文化の創造であって、今までにない県立図書館のあり方になっていくんじゃないかなというふうに思うんです。

ちょっとわかりにくい話だったかもしれませんが、例えば静岡の食を紹介する、食文化を紹介するというのは大事なことなんですけれども、それにとどまらない、それはもういろんな県でやっていることなんです。さらに、日本の和食が世界遺産になりましたけれども、日本の和食というのはどういう意味だ。さらに人類の食の歴史、人類の食の文化というのはどうだったんだというような、そういうことが書物として展示されたり、あるいは特別展示でもいいんですが、あるいはテーマとして提示できるような、そういう図書館をつくっていくと、多分、今までにない図書館になるんじゃないかと思います。

じゃあ、それは県の図書館がやることではないとなると、恐らくは新しい文化も創造できないんじゃないかなというふうに思います。ちょっと大風呂敷な話なのかもしれませんが。

○糸賀会長

いえいえ。何か御意見。

○草谷委員

すごくおもしろい視点だなと思います。今回、行政さんが考えてくれた中に、本体はきっちりやる、そしてその知的空間の部分でそういう遊びができるとおっしゃってくださったんですね。私はその考え方がとても納得できるんです。今まで県立図書館は、本当に90年、頑張ってくれた蓄積いっぱいあるわけですよ。それを全部なしにしないで、それを大事にした上で、その基本はちゃんと踏まえて、本体をきっちりやった上で、それで今出してくださっている知的空間を、おもしろく、

そこをわくわくするような空間にするって、ちゃんと2つに分けて考えないと、それこそ2つに分けてきっちり県立図書館のやることと、新しいわくわくすることをつくることというのを一緒にたにしないで、分けて考えていただければ、すごい静岡県らしい。静岡県ってすごい、県立図書館とか読書県とか、すごく評価されてるんですよ、今までの蓄積に敬意を払った上でやっていただけたら、新たな知恵をお願いしたいなと思います。

○糸賀会長

おもしろい話ですね。こういう話で何か少し、1時間ぐらいやってたほうが本当は楽しいのかもしれませんけどね。

いや、それで、今、草谷委員が言われるように、図書館として確かな部分というのはこれまでの蓄積があると。一方で、つまり6章、この「文化力の拠点」という、とにかく何かつかみどころのないようなこの概念ですよ、それについていろいろと議論してるんですけども。一方で、だから「文化力の拠点」というものと、これまでの県立図書館を中心とした図書館サービスの蓄積というのは、軸足としては別々、2本の軸足の上に、やっぱり今度の新しい「文化力の拠点」の施設はでき上がるんだろうと思うんですよ。

ただ、私はこれ、実際にそこに来た利用者からしたら、それは混然一体となってなければいけないんだと。それが分かれてるんじゃなくて、お客さんからしたら、今、小幡委員言われるとおり、例えば何か食のイベントがあると、何か食べ物、静岡の特産品の食べ物がいろいろあるから行ってみようと言って、友達や家族連れと行ったと。行って、いろいろこの施設見てると、何だかこの食のイベントは周りに本がいっぱいあるな、何か変だな。いろいろと見ていくと、何だか図書館みたいじゃないかと、食のイベント来たはずなのに、周りには何かおもしろそうな雑誌や本があって、ふだんのほかの食のイベントとは違うなと思って、いつの間にか図書館に入ればいいんですよ。だから、利用者は初めから図書館に行こうとか、食のイベントに行こうじゃなくて、食のイベントに行ったら、いつの間にか図書館に来ちゃったと。図書館に行こうと思って行ったら、いつの間にか食のイベントのほうに来ちゃったというような感じになってればいいんじゃないのかなというふうに私は思うんですよ。

ただ、そのときに確かにコンセプトとしては、軸足は従来の図書館の蓄積、それから新しい「文化力の拠点」ということで立っていればいいんだろうとは思いますが。これからどういうふうな展開になっていくのか、これは楽しみに期待したいと思います。

何かあれば。

○草谷委員

きっと、やり方次第だと思うんですね。新しい県立図書館が本体がしっかりしていればもう一つの知的空間のほうへと上手にお客さんを誘導するということもできるし、逆のパターンもあると思うんですよ。離して考えてるわけじゃなくて、それをしっかり踏まえれば、自然に交流ができるという、そこが腕の見せどころというか、静岡県がどこまでやってくれるか、財政的に援助してくれたり、司書をたくさん入れてくれたりとか、何かそういうことかなと思って発言させていただきました。

○糸賀会長

ありがとうございます。

どうぞ。

○林委員

本当、小幡委員、草谷委員おっしゃるとおりだと思います。最初に私がちょっとサイトにこだわったのは、やはりそういう展示を、ここに来なければいけないというだけではなく、もうちょっとバーチャル空間で楽しめるようなものにしていただけると、県がやっぱり、伊豆もあれば、浜松も結構遠いので、どこからでもまずサイトからアクセスして、そういうのを楽しんだ上で、デジタル上で見ることのできる情報はデジタル上でアクセスできるようになっていると、もうちょっと全県的に、あるいはそれはもう世界に発信できるわけですので、いろんなところから静岡に興味持っていただけるような機会にもなると思いますので、ぜひネット関係のサイトには力を入れて、今、技術、非常にレベルが上がってますので、そういうサイトの充実というのをお願いしたい。

その上で、先ほど草谷委員もおっしゃってましたし、市川委員がおっしゃったことと私は重なるんじゃないかなと思うんですが、これ、全てが実現するなら本当にうれしいんですが、もし、この全てを実現するのが、例えば経済上難しくなったときに、やはり絶対にここだけはという優先順位というか、譲れないのはやはり軸足の部分だと思うんです。全部を同じように切り詰めるのではなくて、軸足の部分は絶対に譲れませんと、ここに例えば蔵書の構築とか、最低限県立としてやっていただかなきゃいけない、そこはもう絶対譲れないという、優先というより基盤、そこは押さえつつというふうに考えていただかないと、万が一、本当に厳しくなったときに全部が縮小してしまうと、やっぱり例えばずっと今まで児童書全点コレクションつくってきているわけですから、そうい

うところに切り込んでくるとちょっとやっぱり残念というか、多分それが将来、マイナスに働きますので、そういう基軸というのは、そういうふうを考えていただけるとうれしいなと思いました。

以上です。

○糸賀会長

ありがとうございます。

ほかに全体を通じていかがでしょうか。

○林委員

済みません、じゃあもう一つ。

○糸賀会長

どうぞ。

○林委員

これ、最後のほうに災害の話が出てきたんですが、ことし、本当にいろいろなところでいろんな災害がありまして、ここに盛り込む必要はないですが、この新しい県立図書館、災害の場合の、何というか、拠点というのかになる可能性というのは考えておられるのでしょうか。もともとは別にそうっていなかったけれども、図書館が避難所になったという例は、たしか阪神・淡路でも、東日本でもあったと思うんです。実はちょっと、私は今、これ指定管理を受けている市町村立図書館で、もしそれを求められることになったときに誰が判断するのかなということが、多分きちんと決まっていないということに非常に危惧を感じていまして、市民に求められても開放できないことが起こり得るなということをちょっと気にしてるんですけれども。

それとはちょっとレベル違いますが、やはり県立図書館、まして新しくできる建物ですので、高い建物ですので、今後いろいろなことで期待される可能性があると思うので、その避難所になるという可能性も、あるいは逆に、万が一停電が起きたらとかという可能性もちょっと検討しておいていただけるといいかなと。これ、ここに盛り込んでおく必要はないと思うんですが、御検討。盛り込んでおいていただけるんですか。

○糸賀会長

どうなんだろう、確かに盛り込んでも悪くはないんじゃないかと私も思ったんですが、いかがですか。

○事務局

避難所に関しては、これ市のほうで計画をするので、県でここをとということはないと思います。

○糸賀会長

そうなんですか。

○事務局

ただ、災害時に非常電源とかという話はもちろんやらなきゃいけないと思うんですが、ここに書くことはないのかなというふうには思うんです。

○林委員

ただ、想定はやっぱり、万が一それを求められたときに、ここは県の施設で、市の施設ではありませんからということとは言えないわけですよ。

○事務局

そうですね、そこは市のほうと調整しながら進めていくことになるので、今の段階で確実にということは言えないかなと。

○糸賀会長

そうですね。今、あくまで中央図書館の基本計画だから、いずれそういうのは公共施設全般について言えることだよ。わかりました、ありがとうございました。

何かありますか、草谷委員。

○草谷委員

それに絡めてですが、たしか、この前の基本構想のときに岡本さんが発言してくださったと思うんですが、県立の中で岩手県立が指定管理者導入していて、やはり東北の災害のときに指示系統がなくて、一番復興が、市町の図書館がおくれているという状況があるんですよ。静岡はいつ地震

が来るかもわからないし、そういう面から見ても、やはり県立がしっかり守っていかないと、いざというときに指示系統が2つになってるとか、あるいは緊急の判断ができなかったりということもありますので、そこをお考えの中に入れていただければいいなと思います。

最後にもう一つだけいいですか。私は市民というか、利用者の代表として今までずっと発言させていただいてきています。私個人の意見というよりも、皆さんからいろいろな意見を聞いたりして、今まで要望書に2回出しているんです。そこに賛同してくださっている方は県内の5つの読書団体、図書館団体と、それと184の東部、中部、西部のいろんな団体が私たちの活動に賛同してくださっているんですが、その中身に賛同してくださってる人たちが、図書館とか本に関係のない、防災とか環境とか福祉、高齢者の問題とか、子育て支援とか、さまざまな団体が賛同してくださっているんです。ですから、私は図書館というと、えてして本好きの人のためのものに思われがちですけども、そうじゃなくて、全ての人の生き方とか活動を支援するということを一言お伝えしたくて、最後に済みません。

○糸賀会長

ありがとうございました。そういう方々の意も酌んで、この計画立てていかなくちやいけないだろうと思います。

さて、それで、もうそろそろ終わりの時間にしなくちやいけないんですが、具体的なこの基本計画の話で、私もずっと昨年から気になっていて、これは委員の中でもいろんな意見があるんですけど、それは41ページなんです。41ページは、40ページからの公開書庫の設定で、今回、具体的な数字として41ページの上2行、書庫の冊数をもとに37万冊を、これは公開書庫に入れると。閲覧室の本と合わせて74万冊とする。これでまさに多数の知に触れられる環境を提供する、こう書いてあるとすごくいいんですが、私は、74万冊が公開に出ていると、これ実は、例えば書架が当然乱れることがある。でもって、本来あるはずの本が出てこなくなるという可能性も当然高まりますよ。つまり、74万冊も開架を維持するコストってちゃんと考えてるのかなということと。

すると、この74万冊は職員は出納しないということですよ。出納しないで、利用者が探す本ということですよ、この74万冊は。これは大変ですよ、利用者、言っときますけど。私、慶應の図書館にずっと使ってて、あそこは確かに書庫も利用者入れるんですよ、大学の図書館ですからね。だから雑誌のバックナンバーまで含めれば、100万冊近くが開架になってるんですよ。これは大学生や大学の教員だから、それなりのリテラシー持ってるから、それでも結構時間かかりますよ、お目当ての本をそこから自分の足で探し出すのは。これ一般の県民の方が74万冊の中からお目当ての

本をOPACで検索をして、これがどの棚のどこにあるかを探し出すというのは結構大変ですよ。

私はこれがいいかどうかは、それで、それから当然、そこには古い本も新しい本も混在しますから、だったら私は利用頻度の高い新しい本を開架にして、私は前から言っているように、持論ですが、せいぜい30万冊が開架の限界だと思います。あとは、利用頻度の少ない古い本はもう書庫に入れていただいて、これは自動化書庫でロボットが呼び出すか、職員の方が、申しわけない、走って取りに行く、そのほうが書架の乱れは少ない。お目当ての本がすぐに出てくるということはありません。もちろん74万冊を実際に利用者の方が、それこそ本の背を見てやるという、そのだいご味はありますが、それはどうかな。実際、そういうことを言う方はそういうふうに言うんだけど、実際にその中からお目当ての本を探し出すのはそれなりに大変ですよ。

それから当然、さっきの書架が乱れて、その書架をちゃんと乱れないように維持しなければいけないコストもかかってきますから、それは具体的に言うと職員の手間ですから。

それから誰かが、利用者がとんでもないところにそれを、善意の場合もあれば、悪意の場合もあるんですよ。ほかの利用者に読ませたくないという悪意を持った利用者もいますから。善意で、もうこんだけあるからどこでもいいやと返しちゃう人もいますよ。そうすると、その本がなかなか見つけにくくなりますから、だからその辺をよく考えた上で、全体の開架は私はお考えになったほうがいいんじゃないかと思います。

それから資料5のところで、最後のほう、(2)に主な導入機能の内容のアとイと分かれた、イの新たな民間機能、これ確かに今後考えていく必要があるんですが、これは、私はやはりこれ、最終的には提案してもらいましょう。県があれこれ考えるよりは、私はこれは民間の事業者が、こういう器を用意し、こういう場所だったら、俺たちだったらこんなことができるというのを提案してもらったほうがいいと思います。県の方があれこれ、これがいいんじゃないか、あれがいいんじゃないかと考えるよりは、これは明らかに民間の方にプロポーザルをもらったほうがいいと思いました。

さて、よろしいでしょうか。ほぼ予定の時間がこれで過ぎたんですが、最後にぜひこれだけ言っておきたいということがあれば、委員の方から。

じゃあ手短にお願いします。

○草谷委員

さっき言い忘れましたが、民意の反映というんでしょうか、もちろんこの有識者会議も民意だと思うんですが、去年3回、東部、中部、西部で利用者の声を聞く分科会があって、そして市町の図

書館の職員に聞くというのもあったんです。その辺の意見を今回の計画に反映していただいているのかどうかというのが1つ確認したい。もしなかったら、ぜひよろしくをお願いします。

○糸賀会長

いかがですか。

○事務局

昨年度行った意見交換会は、基本構想をつくる上でその意見を参考というか、見せていただきながらつくっておりますので、それが基本計画にも反映してるものと考えております。

○糸賀会長

何らかの形で反映されてはいるんだろうと思います、大なり小なり。

それでは予定の時間になりましたので、まだ意見がある場合には、後日、事務局のほうにも個々の委員の方々からお伝えいただいても構わないということですので、お気づきの点があれば事務局のほうにお伝えください。

最後に、実は、本も今、話題になってるんですが、例の先々週のNHKスペシャル、あれをごらんになった方はやっぱり何人かいらっしゃる。あれはちょっと図書館にとっては衝撃的で、あれを使わない手はほぼないと思うんですが、つまり、あのNHKスペシャルごらんになってない方は、健康寿命を延ばすのに、従来、運動と食事だというふうに言われてたんですが、そうじゃないというんですよ。運動でもなく、食事でもなく、何かというと読書だというんです。本や雑誌を読んでもということが健康寿命、つまり寝たきりだとか介護にならずに健康な状態で寿命を延ばすために何が必要かといったら、本や雑誌を読むことだ。

これで、特に私はあの中で出てたのは、医学とか、要するにA Iで人工知能を使ってビッグデータを処理したら、結果的に健康寿命に一番関係あるのは本や雑誌を読んでもらうことだというふうになった。それ、NHKがちゃんとやったわけね。あの中で私、驚いたのは、医学の研究者の人たちが、病院をつくるよりも図書館をつくったほうが経費が安くて、健康寿命を延ばすのに効果があるだろうと言ってくださったんですよ。これは図書館にとって物すごい追い風で、あれ今後、もう少しオーソライズした形で何かで発表してもらえたらいいなと私は思ったんですよ。ぜひそれは、そのとき山梨県がずっと紹介されまして、山梨県立図書館までが出てきて、私は山梨県立よりはよっぽど静岡の方がいいなと思って見てたんですけど。とにかく山梨県立図書館って、山梨県には図書館が

たくさん多くて、山梨県が日本で一番、健康寿命が長いんですって、1番なんですって。というように放送されましたので、今後、私は静岡に限らず、図書館関係者の1人として、あの結果は今後うまく使って、図書館振興や読書の充実に役立てていこうと思いました。

ぜひ、県の教育委員会の方々、県立図書館の方々、あのNHKが取り上げたビッグデータによる処理、特に人工知能の結果なんだと。だから全く思いもよらない、従来の医学の人たちも思いもよらない結果が出てきて、それは本や雑誌を読むのが一番、健康寿命につながるんだというのは大きな知見だったと思いますので、ぜひこの静岡の県立図書館の基本構想の追い風になることは間違いないと思いますので、ぜひそれを今後御活用いただきたいと思います。そのことを最後に申し上げて、私のきょうの司会進行を終わりにしたいと感じました。

事務局にお戻しします。

○事務局

本日は長時間の御協議、どうもありがとうございました。いただいた御意見をもとに基本計画策定作業を進めていきたいと思えます。

第2回目の有識者会議は2月ごろを予定しておりますので、また皆さんに御予定をお聞きしながら、日程のほうの確認をしたいと思います。

では、以上をもちまして、新県立中央図書館の整備に関する有識者会議を終了いたします。お疲れさまでした。